三十一　銀行代理業者名　道林　實
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道室蘭市増市町一丁目五番十三号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年十二月二日

○金融庁告示第二十四号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の二第二項等の規定に基づき、銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十一号）等の一部を次のように改正し、平成二十六年三月三十一日から適用する。

平成二十六年三月二十八日　金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「基本的項目の額（」を削り、「第四十条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第四十一条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額」を「第三十七条の算式における自己資本の額」に改め、同条第二項中「第一項の」を「前項に規定する」に改める。

（銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第二条　銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「（以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項中「銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に前項に定める銀行又は銀行持株会社の」を「前項に定める銀行又は銀行持株会社の子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に」に改め、「（以下「規則」という。）」を削り、「同項の」を「前項の」に、「以下この条」を「第四項」に改め、同条第五項中「以下」を「次条第三項において」に、「自己資本の額」を「国際基準行調整自己資本額」に、「含む」を「加える」に改める。

第二条第一項中「（以下」を「次項において」に改め、「基本的項目の額（」を削り、「第二十八条」を「第二十五条」に、「第十七条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第二十九条又は持株自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。）の合計額をいう」を「第十四条の算式における自己資本の額とする」に改め、同条第二項中「銀行法第十三条第二項の場合において、子会社等に前項に定める銀行又は銀行持株会社の」を「海外営業拠点を有しない銀行又は前項の銀行持株会社の子会社等に」に、「基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額」を「自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式における自己資本の額」に、「第四十条に定める基本的項目の額」を「第三十七条の算式における自己資本の額」に改め、「及び自己資本比率告示第四十一条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額」を削り、「加えたもの」を「それぞれ加えたもの」に改め、同条第三項中「第一項に定める」を「海外営業拠点を有しない」に、「同項に定める」を「当該」に改め、「若しくは」の下に「第一項の」を加え、「第一項又は第二項の自己資本の額」を「前二項に規定する国内基準行調整自己資本額」に改める。

（銀行法施行規則第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額を定める件の一部改正）

第三条　銀行法施行規則第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額を定める件（平成二十年金融庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

「第十七条に規定する基本的項目の額をいう。）」を「第十四条の算式における自己資本の額」に改める。

（信用金庫法施行規則第百十五条第二項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第四条　信用金庫法施行規則第百十五条第二項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「三月二十七日」を削り、「以下同じ」を「次条において同じ」に、「基本的項目の額（自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額」を「自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額」に改める。

第二条第一項中「、基本的項目」を「、普通出資等Ｔｉｅｒ１資本」に、「第三十四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第三十五条に定める補完的項目の額をいう」を「第三十一条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。次項において同じ。）、その他Ｔｉｅｒ１資本の額（同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。同項において同じ。）及びＴｉｅｒ２資本の額（同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本の額をいう。同項において同じ」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　前項の普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額及びＴｉｅｒ２資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、Ｔｉｅｒ２資本の額は、普通出資等Ｔｉｅｒ１資本の額にその他Ｔｉｅｒ１資本の額を加えた額を超えない額とする。

（信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第五条　信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「三月二十七日」を削り、「以下同じ」を「次条第一項において同じ」に、「以下「金庫」という」を「以下この条において「金庫」と総称する」に、「以下「国内基準行調整自己資本額」を「次項において「国内基準行調整自己資本額」に、「基本的項目の額（自己資本比率告示第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額をいう」を「自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額とする」に改め、同条第二項中「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に金庫の関連会社」を「金庫の子会社等（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十三